

青梅市国民健康保険条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 6 年 9 月 4 日

提出者 青梅市長 大勢待 利 明

(説明)

国民健康保険法の一部改正に伴い、被保険者証が廃止されることに関し、所要の規定の整備を行いたいので、この条例案を提出いたします。

青梅市国民健康保険条例の一部を改正する条例

青梅市国民健康保険条例（昭和 34 年条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 11 条中「第 9 項」を「第 5 項」に、「もしくは虚偽の届出をした場合または同条第 3 項もしくは第 4 項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない」を「または虚偽の届出をした」に改める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 6 年 12 月 2 日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

- 2 施行日前にした行為および行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和 6 年政令第 260 号）第 9 条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前

の例による。